

請 願 文 書 表

令和6年6月定例会

受 理 番 号	2	受理年月日	令和6年5月16日
請 願 者			
紹 介 議 員	埴田 裕之		
付 託 委 員 会	総務市民常任委員会		
違法な専決処分の是正を求める請願書 【請願の概要】 ① 渋川市議会は令和6年3月25日に令和6年度渋川市一般会計予算を否決しました。 ② 同3月26日に渋川市長高木勉は「地方自治法第179条第1項により議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する」と発表しました。しかし「時間的余裕」について客観性のある説明はありませんでした。 ③ 令和6年5月14日に渋川市長高木勉は渋川市議会臨時会を招集し、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年度渋川市一般会計予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めましたが、賛成少数により渋川市議会の承認を得られませんでした。 【請願の趣旨】 ① 学陽書房発行の地方自治小六法によると、地方自治法第179条の解説に次の説明があります。 「「議決すべき事件」とは、第96条各号の事項を指す。」 「否決は議決の一種であるから、否決した場合は、本条に該当しない。（行実）」（行実とは行政実例を指します。また「本条に該当しない」とは地方自治法第179条第1項に該当しないという意味です。） したがって地方自治法第96条第1項第2号で示される、令和6年度渋川市一般会計予算を議会の議決を経ないで地方自治法第179条第1項により専決処分することはできません。 ② 平成22年（2010年）9月21日の日本経済新聞によると、「片山善博総務相は閣議後の記者会見で、鹿児島県阿久根市の竹原信一市長が、議会			

を招集せずに職員の賞与半減など専決処分を繰り返したことについて「違法」との認識を示した。自治体の専決処分について片山総務相は「災害があって議会が招集できないときなど厳格な要件がある」と指摘。その上で今回の専決処分は「司法の場でも無効と認定されると思う」と話した。」と報道しています。

令和6年3月25日の今年度一般会計予算の否決後、現在に至るまで、ありがたいことに渋川市では議会を招集できないほどの異常事態は起きていません。したがって災害などもないのに議会を開かず議会で否決された予算を専決処分することは、違法と考えています。

- ③ 地方自治小六法の説明や片山総務相の説明を紹介しましたが、渋川市長高木勉の行った、市議会に否決された令和6年度渋川市一般会計予算を専決処分することは地方自治法第179条第1項の規定によらず違法な専決処分です。

この専決処分の効力について総務省は「専決処分をした場合、議会に報告し、承認を求めることとなっているが、専決処分が適法になされていれば、不承認でも長に政治的責任が残るのみであり、処分の効力は有効であると解されている。」と解説しています。

- ④ 総務省では、専決処分の効力が有効であるためには「専決処分が適法になされている」ことが必要と説明しているので、5月14日に渋川市議会の承認が得られなかった令和6年度渋川市一般会計予算の専決処分の効力は失われると私たちは考えています。

【請願の内容】

渋川市長高木勉が行った令和6年度渋川市一般会計予算の専決処分は、地方自治法第179条第1項に基づかない違法な専決処分であり、かつ同法第179条第3項による議会の承認も得られていないことから、この専決処分の効力は無効と言わざるを得ません。

つきましては、渋川市議会として、渋川市長高木勉に対し次の事項を実現することを求めます。

記

- 1 渋川市長高木勉に対し速やかに違法な専決処分による議会不承認予算の執行をやめるよう要求し、直ちに地方自治法第96条第1項により新たな議決すべき事件として令和6年度渋川市一般会計予算を提出させ、議会の承認を求めさせること。
- 2 議会の承認を得ずに行った令和6年度予算の既事務執行額を渋川市長高木勉をして渋川市に補填させよ。

以上